

修正日	問番号	旧	新
R5.7.26	問1－6	新設	→ 本事業は、令和6年春肥への支援も対象となるのでしょうか。 (答) 本事業は、令和6年3月までの事業として行うものであり、秋肥、春肥の区別はありません。
R5.7.26	問1－7	新設	→ 地域協議会が支援対象となる農業者は肥料価格高騰対策事業に参加した農業者のみでしょうか。 (答) 本事業は、農業者のみなさまの「化学肥料の2割低減に向けた取組」の定着に向けて『地域の取組』を支援するものであり、必ずしも肥料価格高騰対策事業に参加した農業者のみを支援対象に限定する必要はありません。
R5.7.26	問1－8	新設	→ 市町村によって農地面積や農業者数に様々な差がある中、交付上限額を一律の500万円とすることは不公平ではないでしょうか。 (答) 限られた予算の中で全国的に定着の取組を進めていくために、1協議会当たり上限500万円としています。 本事業はすべての地域に予算を公平に配分するものではなく、一地区当たり500万円の計画を募集し、予算の範囲内で採択を行う仕組みとしています。なお、採択は地域計画書に記載された取組面積が多く、取組面積当たりの平均取組単価が低い計画書を優先することとしています。
R5.7.26	問1－9	新設	→ 交付対象者の数や取組の規模等に下限はありますか。 (答) 交付対象者の数や取組の規模等に下限はありませんが、地域計画書に記載された取組面積が多く、取組面積当たりの平均取組単価が低い計画書を優先的に採択することとされています。
R5.7.26	問1－10	新設	→ 支援を受ける農業者に経営規模等の条件はありますか。地域協議会で独自に条件を設定することは可能ですか。 (答) 農業者の経営規模に要件は設けていません。本事業は地域の取組を支援するものであるため、必要に応じて独自の条件を設定することは妨げませんが、広く農業者に裨益する機会を提供することが望ましいと考えます。
R5.7.26	問2－5	新設	→ 本事業において事業実施主体となる都道府県協議会は、これまで肥料価格高騰対策事業で業務を実施してきた都道府県協議会と同じ協議会でも問題ないでしょうか。 (答) 本事業を実施する都道府県協議会は、実施要領第2で定める要件を満たせば肥料価格高騰対策事業と同一の協議会でも問題ありません。
R5.7.26	問2－6	新設	→ 地域協議会からの実績報告について、肥料価格高騰対策事業と同じように交付対象者の一部を抽出して、取組が適切に行われたか現地確認等を行う必要はありますか。 (答) 本事業においては、必ずしも現地確認を行う必要はありませんが、地域協議会が都道府県協議会に提出する実績報告において、提出が必要な書類があるため、交付対象者からあらかじめ取組個票で設定した書類が提出されているか十分に確認してください。
R5.7.26	問3－1(3)	新設	→ 市町村に2つの地域協議会を設置することが認められた場合の交付上限額はそれぞれ500万円ですか。 (答) それぞれの協議会の交付上限額は500万円です。
R5.7.26	問3－6	新設	→ 複数の市町村で構成される地域協議会を設置した場合、交付上限額は500万円ですか。それとも500万円×市町村数ですか。 (答) 複数の市町村で一つの協議会を設置した場合の協議会への交付上限額は500万円です。
R5.7.26	問3－7	新設	→ 地域協議会の規約等の改正が8月上旬までに間に合わない場合、どのように対応すればよいでしょうか。 (答) 本事業を実施する地域協議会は、規約等を作成又は変更し、都道府県協議会の承認を受ける必要があります。提出期限や承認期限について、実施要領等では具体的に定めていないため、各都道府県協議会の運用となりますが、遅くとも都道府県協議会が地域協議会に採択通知を行う際には、地域協議会として承認されていることが必要と考えています。
R5.7.26	問3－8	新設	→ 地域協議会は取組内容の検討に当たり、地域内の公平性を確保するため(例えば、対象肥料銘柄について系統と商系をバランスよく設定する等)、誰がどのような役割を果たすべきでしょうか。 (答) 地域協議会においては、農業者のみなさまの「化学肥料の2割低減に向けた取組」の定着に向けた『地域の取組』として、どのような支援が妥当かを公平性の観点にも配慮して戦略的に検討していただくことが重要であると考えています。 このため、例えば、取組個票の作成に当たって支援対象とする肥料の選定をする際に、地域の販売事業者からヒアリングを行うこととなった場合、系統と系統外それぞれから話を伺うなどバランスに留意したり、また、地域協議会の中で情報を共有したりするなど、透明性にも配慮することが望ましいと考えています。
R5.7.26	問3－9	新設	→ 地域協議会の構成員が、地域で設定した取組個票の「交付対象者」となって交付金を申請してもよいでしょうか。 (答) 実施要領別記2の第2の4で定める者であれば、地域協議会の構成員が交付対象者となって交付金を申請しても問題ありません。
R5.7.26	問5－1(2)	新設	→ 地域計画書の変更協議は想定されていますか。 (答) 地域計画書の変更を行う場合は、実施要領第10の2の(1)のケの規定に従い都道府県協議会の承認を受ける必要があります。また、地域計画書の変更申請を受けた都道府県協議会は地方農政局長等に協議を行う必要があります。

修正日	問番号	旧	新
R5.7.26	問5－5(2)	新設	→ 本事業は領収書等が交付の条件となっている一方、あらかじめ設定した交付単価を農業者等に交付できるかは地域全体の所要額が分かるまで決定できないことも想定されます。農業者等の取組をどのように混乱なく促せばよいでしょうか。 (答) 本事業では、地域計画書においてあらかじめ「交付金の合計額が都道府県協議会から交付された交付額を超えた場合の調整方法」を設定することとしています。 事後の単価調整によって現場に混乱が生じる恐れがある場合は、地域計画書において、例えば「取組個票①は300万円の配分額とし、この配分額の範囲内において支援対象となる肥料の数量を調整するものとする」と規定した上で、農業者等から申請予定数量を報告いただき、これが集計できた段階で地域協議会から農業者等ごとに対象数量を明示する方法などが考えられます。なお、この方法は、農業者に直接交付する場合だけでなく、肥料販売事業者を交付対象者とする場合にも運用できます。 この例に限らず、各地域協議会において、農業者等に対して混乱なくインセンティブを提示できる手法を御検討いただければと考えています。
R5.7.26	問5－6(3)	新設	→ 基本的な取組のうち「国内資源活用肥料の利用拡大支援」について、仮に行政他の事業の関係で100円の交付金もしくは行政以外の団体から奨励金のように100円の後戻しがある場合でも200円が交付されるのでしょうか。この場合、重複になり交付の対象外になるのでしょうか。 (答) 国の他事業による支援については、交付の対象となる行為が重複している場合は、これを控除する必要があります。一方、地方自治体を含め国以外の機関や団体独自の奨励金の支払いや割引等の場合、重複分を控除する必要はありません。
R5.7.26	問5－7(2)	新設	→ 「基本的な取組」をそのまま設定する場合、地域で「○○」の部分の根拠のみ示せばよいですか。 (答) 国から示した9つの取組個票で「○○」と示された3か所を記入するとともに、取組予定面積の根拠を示すことで、取組個票をそのまま使用することができます。
R5.7.26	問5－14(2)	新設	→ 巻末の別紙2では、3(全ての取組内容の共通要件)として地域内の農業者の一覧を作成又は収集することとなっていますが、どのような書類を準備すればよいですか。 (答) 取組個票に定めた取組内容によって裨益した者が地域内の農業者であることが分かるように、物品の販売又はサービスの提供の場合は、物品を販売又はサービスを提供した地域内の農業者について、機械導入の場合は、拡大計画を作成した上で設定した取組予定面積に即して機械を利用した地域内の事業者及び農業者について、一覧等に整理したものを取組実績の確認方法として作成又は収集する書類に加えてください。
R5.7.26	問5－14(3)	新設	→ 機械の導入が遅く年度内に利用実績がない場合、機械を利用した地域内の事業者及び農業者の一覧を作成又は収集する必要がありますか。 (答) 取組内容に設定した機械の納品が遅く、実績報告書の提出までに機械を利用した実績がない又は拡大計画と比べて著しく少ない場合は、令和6年度の利用に関して既に予約を受け付けているなど、今後、機械を利用する予定となっている地域内の事業者及び農業者について、一覧等に整理したものを作成又は収集してください。
R5.7.26	問5－14(4)	新設	→ 機械の導入が遅く年度内に利用実績がない場合、実績報告書の「取組面積(ha)」欄には、どのような数値を記入すればよいですか。 (答) 実績報告書の提出までに機械を利用した実績がない又は拡大計画と比べて著しく少ない場合は、問5－14(3)と同様に、令和6年度の利用に関して既に予約を受け付けているなど、今後、機械を利用する予定となっている地域内の事業者及び農業者の利用予定面積を「取組予定面積(ha)」として記入してください。
R5.7.26	問5－16	新設	→ 基本的な取組のうち「堆肥等の利用拡大支援」について、鶏糞は含まれるでしょうか。 (答) 鶏糞も含まれます。
R5.7.26	問5－17	新設	→ 基本的な取組のうち「国内資源活用肥料の利用拡大支援」について、「鶏糞ペレット」もこの取組の対象になりますか。 (答) 鶏糞ペレットも対象資材になります。
R5.7.26	問5－17(2)	新設	→ 基本的な取組のうち「国内資源活用肥料の利用拡大支援」について、堆肥購入費への直接支援もできますか(ペレット化もしない通常の堆肥)。 (答) 国が示す基本的な取組のうち「国内資源活用肥料の利用拡大支援」では、化学肥料代替としてペレット化されたものを化学肥料との掛かり増しがあるとして支援単価を設定しています。また、「堆肥等の利用拡大支援」では、堆肥施用そのものが掛かり増しであるとして、単価設定に当たって料金を一般化しやすい運搬費と散布費に着目して支援単価を設定しています。地域において運搬費等を含めた堆肥の価格全体を一般化できるのであれば、地域独自の取組個票において単価を設定することも可能と考えますが、一般化が難しければ取組ごとの実費に対する1/2支援とすることも考えられます。
R5.7.26	問5－18	新設	→ 基本的な取組のうち「土壌分析体制の強化支援」について、例えば、昨年100点、今年150点の土壌診断を実施する場合、掛かり増し経費は、その差50点ではなく150点の分析費用を対象としてよいですか。 (答) 土壌診断を実施する事業者に拡大計画を作成いただき、土壌分析に必要な経費ということであれば、150点の分析費用を対象にして構いません。

修正日	問番号	旧	新
R5.7.26	問5－18(2)	新設	→ 基本的な取組のうち「土壌分析体制の強化支援」について、老朽化した分析機器の更新を対象とすることはできますか。 (答) 分析機器の単純更新を対象とすることは出来ません。一方で、当該機器を更新することにより、分析点数が増えるということであれば、対象とすることが可能です。
R5.7.26	問5－19	新設	→ 基本的な取組のうち「耕畜連携の拡大支援」について、稲わら等供給2,000円/tは、稲わら等を供給する耕種農家を支援するものですか。 (答) この基本的な取組では、稲わら等の供給を行う事業者を対象としており、具体的には個別の耕種農家や事業組合のような組織を想定しています。
R5.7.26	問5－19(2)	新設	→ 基本的な取組のうち「耕畜連携の拡大支援」における取組実績の確認方法について、堆肥や稲わら等の重量は実測が必要ですか。 (答) 堆肥や稲わら等を重量当たりで交付額を決定する場合、スケール等により実測する方法のほか、サンプル等を基に地域で換算値などを示し、重量に換算して交付金を算出する方法も考えられます。
R5.7.26	問5－20	新設	→ 基本的な取組において、肥料については100円、200円の定額ですが、地域協議会における交付金の合計が交付金額を超えた場合は、100円以内、200円以内、という形で交付単価を調整してもよいですか。 (答) 地域計画書を作成する際に、交付金額を超えた場合の調整方法を記載することとしています。その中で交付単価を調整することとすることも可能です。
R5.7.26	問5－21	新設	→ 基本的な取組のうち「肥料の効率利用農機のモデル導入支援」について、モデル導入の具体的な基準がありますか。 (答) モデル導入の範囲について特に基準は設けていませんが、特定の農機について、その導入成果を地域内に広く共有することを通じて、導入を促進しようとする場合に効果的な支援になると考えています。
R5.7.26	問6－5	新設	→ 都道府県協議会と地域協議会との間では、通常の間接補助事業と同様に採択・割当・交付申請(決定)の手続きが必要でしょうか。 (答) 本事業は都道府県協議会への直接補助事業ですが、手続き自体は通常の間接補助事業と大きな違いはありません。このため、通常の間接補助事業と同様に採択・割当・交付申請(決定)の手続きが必要となります。
R5.7.26	問6－6	新設	→ 令和6年3月末までに交付金額500万円を使用しきれなければ返金となりますか。 (答) 実績報告書の提出までの時点で当初の予定金額を下回る支出となった場合は、精算払において必要額のみ支払われることになります。
R5.7.26	問6－7	新設	→ 例えば、国内資源活用肥料の利用拡大支援において、交付対象者を「肥料販売店」及び「農業者」と設定した場合、重複交付を防止するためにどのような方法が考えられるでしょうか。 (答) 対象肥料とした同一銘柄において、交付対象者を「肥料販売店」又は「農業者」に設定した場合は、重複交付となっていないか肥料販売店と農業者の間で確認する作業が発生します。このため、重複チェックが円滑に行えるよう、農業者ごとに識別番号を割り振るなどの対応が考えられます。また、購入先の肥料販売店が異なれば重複は生じないため、例えば、系統は「肥料販売店」、系統外は「農業者」とするなど、購入先ごとに交付先を設定することも有効と考えられます。
R5.8.8	問1－5(2)	新設	→ 令和5年5月31日以前から土壌診断や堆肥の散布、国内資源活用肥料の利用等の取組を実施しており、6月1日以降も同様の取組を継続する農業者等を、支援対象とすることはできますか。 (答) 本年5月31日以前から堆肥の散布に取り組んでいた農業者であっても、当該取組の更なる定着が必要という判断で、「地域の取組」として本年6月以降の取組を支援対象とすることは可能です。
R5.8.8	問1－11	新設	→ 地域計画書に記載する事業費は税込、税抜どちらで計上すれば良いでしょうか。 (答) 事業費は税込みの金額を計上してください。また、取組個票に記載する交付単価についても税込みで算出し、掛かり増し経費の1/2を上限としてください。
R5.8.8	問1－12	新設	→ 都道府県において独自に上乘せ支援事業を検討している場合、地域計画書中に、都道府県からの交付金の所要額欄を追記することは可能ですか。 (答) 自県の業務方法書において定める地域計画書の様式に都道府県からの交付金の所要額欄を追記してください。
R5.8.8	問1－13	新設	→ 地域計画書に記入した取組個票ごとの交付金を、執行段階で各取組の需要量に応じて変更することは可能ですか。 (答) 地域計画書で掲げた交付金の合計額の範囲内であれば、取組個票間での交付金の変更は可能です。
R5.8.8	問1－14	新設	→ 本事業で取組面積の拡大は必須条件ですか。 (答) 本事業は取組の定着を図るために措置したものであり、取組面積の拡大を要件としていません。なお、機械の導入又はリース導入においては、単純更新とならないよう拡大計画の作成を求めています。
R5.8.8	問2－6(2)	新設	→ 本事業(化学肥料定着対策事業)について実施状況報告及び評価報告を行う必要はありますか。 (答) 本事業は肥料価格高騰対策事業の一環として行うものであり、本事業の取組状況も踏まえて、肥料価格高騰対策事業の実施状況報告及び評価報告を行ってください。

修正日	問番号	旧	新
R5.8.8	問2－6(3)	新設	→ 地域計画書に記載する「取組個票の達成目標」の実績報告において、当該目標を達成できなかった場合の対応を教えてください。 (答) 地域計画書に記載する達成目標(取組予定面積)は、各地域での取組実績を確認する際の目安として設定していただくものです。目標と実績の差を確認していただいた上で、その後の取組定着に向けた地域の活動を展開していただきたいと考えています。
R5.8.8	問2－7	新設	→ 地域計画書の作成に当たり、地域協議会に代わって都道府県協議会が地域の取組内容を設定することは認められますか。 (答) 都道府県単位で一体的に取組を展開するため、都道府県協議会が定める業務方法書において地域計画書の作成に係る県下の統一的な取組内容を定めることも可能ですが、地域計画書の作成主体はあくまでも地域協議会とする必要があります。なお、当該対応を行う場合は、あらかじめ県下の市町村等と十分な調整を行うようお願いします。
R5.8.8	問2－8	新設	→ 農業者が居住・所在している市町村以外の市町村にもほ場を所有している場合、農業者が居住する地域の協議会に申請すればよいですか。 (答) 本事業では、基本的に地域内に居住する農業者等が裨益するよう、出作分を含めて交付金を交付することとしています。なお、出作を行った先の地域協議会で支援を行うことも妨げてはいないため、こうした支援を行う場合は同一の取組で重複した支援が行われないよう、適宜地域間で情報共有してください。
R5.8.8	問2－9	新設	→ 交付対象とする事業者が複数の市町村の農業者に対して物品の販売又はサービスの提供を行っている場合、当該事業者は販売又は提供を行った複数の地域協議会から交付金の交付を受けることは可能ですか。 (答) 複数の地域協議会において取組個票を設定していれば、当該取組を行った事業者が複数の地域協議会から交付を受けることができます。なお、その際、同じ取組(例えば同じ農業者等への肥料の販売など)に対して当事者間に重複して交付金が支払われないよう、交付の際の書類確認(例えば農業者等の所在地の確認など)を適切に行ってください。
R5.8.8	問3－1(4)	新設	→ 1つの市町村内に複数の地域協議会を設置する場合の具体的な手続きを教えてください。 (答) 1つの市町村内に複数の地域協議会を設置する場合、手続きを円滑に行うため、市町村内に複数の異なる営農ビジョン等を有する地域協議会が既に設置されていることを証明する規約やビジョン等を添えて、あらかじめ都道府県協議会を通じて地方農政局等の担当者に相談を行ってください。担当者の内諾を得たうえで、正式に都道府県協議会を通じて地方農政局長等の承認を行う手続きを行っていただきますが、その際の様式等は地方農政局等にお問い合わせください。
R5.8.8	問3－4(2)	新設	→ 本事業では、地域協議会から農業者への振込手数料は事務費として交付金の対象となりますか。 (答) 交付額の範囲内で事務費として振込手数料を交付金の対象とすることも可能です。
R5.8.8	問3－4(3)	新設	→ 地域協議会において、事業開始前に本事業の推進のために実施する周知活動や地域計画書作成に係る事務費を推進費として交付対象とすることはできますか。 (答) 地域協議会における事務費は、都道府県協議会から承認結果通知を受けた日以降の経費が対象となります。このため、当該通知日より前に支出した事務費を交付対象とすることはできません。
R5.8.8	問5－1(3)	新設	→ 地域計画書の承認以降に交付対象とする事業者を追加することは可能ですか。 (答) 取組個票に記載する交付対象者の欄には、例えば「〇〇を行う事業者」、「農業者」など交付対象者の範囲を記入します。その範囲を超える交付対象者を追加する場合は、地域計画書の変更が必要となるため、実施要領第10の2(1)ケの規定に従い変更承認申請を行ってください。
R5.8.8	問5－16(2)	新設	→ 基本的な取組のうち「堆肥等の利用拡大支援」について、対象肥料として掲げられている「動植物質を原料とする肥料」及び「国内で発生する化学肥料代替となる肥料」とは、肥料法に基づく肥料という理解でよろしいでしょうか。 (答) 「動植物質を原料とする肥料」及び「国内で発生する化学肥料代替となる肥料」とは、肥料法に基づく肥料であり、具体的には、食品残渣、油かす等動植物を原料とする肥料を想定しています。
R5.8.8	問5－18(3)	新設	→ 基本的な取組のうち「土壌分析体制の強化支援」について、令和6年4月以降の土壌分析に必要な資材も交付対象になりますか。 (答) 本事業は、今年度の予算で今後の化学肥料低減の定着を進めるための今年度の取組を支援するために措置したものであり、分析装置の整備など体制強化や今年度中の土壌分析の実施に必要な資材の購入に係る支援を行うことは妥当ですが、来年度以降の土壌分析に必要な資材をあらかじめ購入する取組を支援することは妥当ではありません。
R5.8.8	問5－22	新設	→ 本事業において、散布機付トラクターの導入支援を地域の取組とすることは、可能でしょうか。 (答) 本事業では、支援対象機械の範囲を個別に規定していないものの、本事業の推進のために真にその必要性を説明できるものに限定する必要があることは言うまでもありません。お尋ねの機械のうち汎用機であるトラクターについては、当該散布機の専用機として導入しなければ、地域の散布体制が整備されないという点を証明する必要があると、通常、この証明は困難と考えられます。

修正日	問番号	旧	新
R5.8.8	問5－23	新設	→ 交付対象者を一定規模の農業者に限定するなど、農業者に対して地域独自の交付要件を設定することはできませんか。 (答) 地域において化学肥料低減の取組を進めるため、重点的な支援を行う必要がある場合は、交付対象や交付の条件を設けることは妥当と考えています。
R5.8.8	問5－24	新設	→ 基本的な取組のうち「低成分肥料の利用拡大支援」に掲げられている「地域における慣行肥料」とは、具体例にどのようなものでしょうか。 (答) 「地域における慣行肥料」に統一的なルールは設けていませんが、例えば、栽培層等において推奨されている銘柄や、これと同等の成分値を有する銘柄などを想定しています。
R5.8.8	問5－24(2)	新設	→ 基本的な取組のうち「低成分肥料の利用拡大支援」に掲げられている「NPKの各成分値のいずれか一つ又は複数の合計値が、地域における慣行肥料と比べて明らかに低い(少なくとも5ポイント程度低い)肥料銘柄」とは、具体例にどのようなものでしょうか。 (答) 「慣行肥料と比べ5ポイント程度低い肥料銘柄」について、例えば慣行肥料が「14-14-14」の場合は、以下の例が該当します。 (例1)「14-9-14」(P成分が5ポイント低い) (例2)「14-11-11」(P成分とK成分を合わせて6ポイント低い)
R5.8.8	問5－24(3)	新設	→ 栽培層等で既に低成分肥料を推奨していた場合、更に5ポイント以上低成分となる肥料でなければ対象肥料銘柄とすることはできませんか。 (答) 地域で既に低成分肥料を推奨していた場合であっても、当該肥料が地域に定着していない状況の場合、「慣行肥料」は現行で広く使用されている肥料銘柄であると考えられます。この場合は、当該「慣行肥料」に対して支援対象とする肥料銘柄が低成分かどうかで判断することが妥当と考えられます。
R5.8.18	問1－15	新設	→ 本事業で支援を受ける肥料について、翌年度または翌々年度に使用するものも申請をしてよいですか。 (答) 本事業は、肥料価格高騰対策で農業者が現在取り組んでいる「化学肥料低減の取組」の定着を図るために講じるものであり、特定の銘柄の肥料の利用定着を図る目的で措置する取組については、令和5年秋肥用と令和6年春肥用の肥料までを対象としてください。
R5.8.18	問2－10	新設	→ 地域協議会が都道府県協議会に実績報告書を提出した際に、都道府県協議会は地域協議会の「推進に係る費用」についても審査を行うこととなりますが、証拠書類等を提出させる必要はありますか。 (答) 適宜、支出の事実を確認できる書類等の提出を求めてください。
R5.8.18	問3－1(5)	新設	→ 複数の市町村で構成される協議会があり、このうち一部の市町村が新たに地域協議会を立ち上げた場合、残る市町村が既存の協議会を活用し、地域協議会とすることはできませんか。 (答) 可能です。既存の協議会と新たな協議会の間で、交付金の交付に重複が発生しないよう注意してください。
R5.8.18	問3－10	新設	→ 既存の地域協議会を活用する場合においても業務方法書の作成と併せて規約等の変更、総会の開催等が必要となりますか。 (答) 既存の地域協議会において本事業を実施する場合、一般に規約等の変更が必要になると考えています。また、規約等の変更には、一般に総会による議決が必要になると考えています。
R5.8.18	問3－10(2)	新設	→ 地域協議会規約について、本事業の実施に当たり、現行の規約等のままで問題ないと判断した場合、規約等の変更を行わずに事業を実施することは可能でしょうか。 (答) 地域協議会が新たな事業に取り組む場合、会計処理規程においては会計区分の設定や経理責任者の設置、事務処理及び文書取扱規程においては文書管理責任者の設置など、一般に規約等の改正が必要になると考えています。仮に地域協議会が現行の規約等のままで本事業を適切かつ円滑に実施できると判断した場合でも、その承認権限は都道府県協議会にありますので、あらかじめご相談することをお勧めします。
R5.8.18	問3－11	新設	→ 地域協議会において、独自に農業者1件当たりの交付上限額を設けることはできませんか。 (答) 可能です。
R5.8.18	問5－1(4)	新設	→ 地域計画書に記載した計画の内容に変更があった場合、実績報告時に報告することで変更手続きに替えることはできませんか。 (答) 計画内容に変更があった場合は、実施要領等に即して変更手続きを行ってください。なお、事業を実施した結果、実績が計画に記入した取組予定面積や事業費、所要額と差が生じたとしても、計画の変更手続きは要しません。
R5.8.18	問5－6(4)	新設	→ 基本的な取組のうち「土壌分析体制の強化支援」と畑作物産地形成促進事業(旧水田リノベーション事業)の土壌分析の両方の交付金を受け取ることはできませんか。 (答) 畑作物産地形成促進事業の取組メニューとして行う土壌分析は、基本的な取組の「土壌分析体制の強化支援」の対象となる行為と同一とみなされることから、重複して支援を受けることはできません。
R5.8.18	問5－6(5)	新設	→ 環境保全型農業直接支払交付金において「有機農業」に取り組む交付金を受けている場合、化学肥料低減定着対策事業で堆肥等の利用に対する支援を受けることはできませんか。 (答) 環境保全型農業直接支払交付金の「有機農業」への支援を受ける場合、化学肥料低減定着対策事業で堆肥等の利用に対する支援を受けることはできません。

修正日	問番号	旧	新
R5.8.18	問5－16(3)	新設	→ 基本的な取組のうち「堆肥等の利用拡大支援」について、自らの農地に堆肥等を散布する場合も支援対象になりますか。 (答) 取組個票を一部変更することで支援対象となります。具体的には、当該取組については、堆肥等散布事業者や地域の農業者の組織する団体を交付対象者としています。このため、自らの農地に散布する農業者等を対象にする場合は、取組個票を修正する必要があります。また、確認書類についても、例えば散布日や散布量、散布場所を記した作業日誌や散布後の写真など、堆肥等を施用したことを確認できる内容に取組個票を修正する必要があります。
R5.8.18	問5－17(3)	新設	→ 基本的な取組のうち「国内資源活用肥料の利用拡大」の交付単価の算出根拠として、土壌分析及び施肥設計の経費を見積もっていますが、土壌分析を行っていない場合は交付対象になりませんか。 (答) 交付単価の算出に当たり、一般的な掛かり増し経費を想定して土壌分析及び施肥設計に係る費用を計上していますが、個々の取組ではこれらの費用が掛からない場合があれば、これら以外の費用が掛かる場合もあると考えられます。あくまでも単価の算定根拠とした取組のため、これらを農業者に求める必要はありません。なお、この考え方は、例えば基本的な取組における「堆肥等の利用拡大支援」なども同様です。
R5.8.18	問5－18(4)	新設	→ 基本的な取組のうち「土壌分析体制の強化支援」について、土壌分析機器を導入した場合、地域外の農業者からの分析依頼は受けられないのでしょうか。 (答) 地域の農業者の取組の定着に資するものであれば、実際の運用において地域外の農業者が当該機器を利用することを妨げる必要はないものと考えています。
R5.8.18	問5－19(3)	新設	→ 基本的な取組のうち「耕畜連携の拡大支援」について、堆肥の供給者と稲わらを利用する者が一致しない場合、対象にならないのでしょうか。 (答) 本取組では、「稲わら等の供給」の取組による支援の対象となった畜産農家から排出された家畜ふん尿を、「堆肥散布」の取組による支援の対象となった農業者の堆肥の原料として利用することを要件としていないため、ご質問の例は対象となります。
R5.8.18	問5－25	新設	→ 機械を導入する際に作成する「拡大計画」とは、具体的にどのような内容を記載すれば良いのでしょうか。記載例はありますか。 (答) 本事業による取組実施前の年間実績(例：土壌分析点数、散布面積等)を示し、それに対して数年後(例：3年後等)にどの程度に拡大しようとしているのかを記載したものを想定しています。
R5.8.18	問5－26	新設	→ 基本的な取組のうち「堆肥等の利用拡大支援」、「耕畜連携の拡大支援」について、地域における料金が基本的な取組に記載された交付単価よりも低い場合でも、堆肥等散布事業者はこの交付単価を一括交付することはできますか。 (答) 本交付金は農業者に裨益するものであることが原則となります。本取組は交付対象者が農業者から注文を受けた堆肥等散布事業者や地域の農業者の組織する団体としているため、実際の料金が交付単価よりも低い場合は、農業者だけでなく当該散布事業者も裨益することとなることから、交付単価の上限を設定しておく必要があります。このようなケースが想定される地域においては、取組個票の「交付単価」の欄に、例えば「散布料金が上記単価よりも低い場合は当該散布料金」と記入してください。なお、交付対象者を農業者に変更する場合は、実際に農業者が負担する料金にかかわらず、本取組の交付単価を交付することができます。
R5.8.18	問5－26(2)	新設	→ 基本的な取組のうち「堆肥等の利用拡大支援」、「耕畜連携の拡大支援」について、地域における料金が同一であることが明らかであり、その金額が基本的な取組に記載された交付単価と異なる場合、交付単価はどのように設定すればよいですか。 (答) 地域における料金が同一であり、それ以外の料金設定がなされる可能性がない場合は、当該料金を掛かり増し経費とし、交付単価はその2分の1に相当する額を上限として設定する必要があります。
R5.8.18	問5－27	新設	→ 基本的な取組のうち「堆肥等の利用拡大支援」や「耕畜連携の拡大支援」について、堆肥の運搬のみ又は散布のみを行う場合も、支援することができますか。 (答) 基本的な取組の「堆肥等の利用拡大支援」等は、堆肥等の散布を行うことへの支援としているため、散布のみの取組は対象となりますが、運搬のみの取組は対象となりません。一方で、地域独自の取組個票を作成し、例えば、年度内に農業者に堆肥等を運搬し、当該堆肥等を本年春肥として散布することを農業者が約している場合に、当該運搬に要する費用の2分の1以内の交付金を交付する取組を設定することは可能と考えられます。
R5.9.27	問3－4(4)	新設	→ 本事業を行う場合、第2期公募においても地域協議会の事務費を計上することができますか。 (答) 本事業を行った場合、地域協議会の事務費については、第1期公募と同様に、地域協議会当たりの上限金額(500万円)の範囲内で計上することが可能です。
R5.9.27	問4－5	新設	→ 第1期公募に応募した地域協議会は、第2期公募に応募できますか。 (答) 第2期公募には、本事業に初めて応募する地域協議会のほか、第1期公募に応募した地域協議会も応募することができます。なお、第1期公募で採択された地域計画書と同じ取組の内容では応募できません。

修正日	問番号	旧	新
R5.9.27	問4－5(2)	新設	→ 第1期公募において、交付対象者を「販売事業者」としていた場合、第2期公募では交付対象者を「農業者」に変えることで、同じ取組を対象とすることができますか。 (答) 交付対象とする資材の種類、肥料の銘柄等が第1期公募と同じであれば、第2期公募では応募できません。
R5.9.27	問4－5(3)	新設	→ 第1期公募で採択されて既に導入が決まっている機械と同じものを、第2期公募において追加で導入することができますか。 (答) 第2期公募において同じ機械の導入を希望する場合、その機械の利用によって裨益する農業者の範囲が異なっていれば応募できます。例えば、基本的な取組6においてサービス事業者が散布機を導入する場合、散布サービスを提供する農業者を想定した上で拡大計画と取組予定面積が設定されているため、第2期公募では、当該農業者、拡大計画及び取組予定面積が第1期と重複していなければ応募できます。
R5.9.27	問4－5(4)	新設	→ 第1期公募で申請日が早い農業者から順に交付単価に応じた金額を交付することとしている場合、申請日が遅かったため交付金を受け取ることができなかった農業者に対する同じ取組内容を、第2期公募に応募することはできますか。 (答) 可能です。御質問のようなケースでは、例えば、取組個票の交付対象者の欄を「第1期公募で交付できなかった地域内の農業者」と記載するなど、第1期と第2期で交付対象者を明確に区別してください。
R5.9.27	問4－5(5)	新設	→ 第1期公募で肥料銘柄Aの販売(購入)に対する支援を行った場合、第2期公募において、これに加えて肥料銘柄Bについても支援を行うことはできますか。 (答) 肥料銘柄Aについては、問4－5(4)のように第1期と第2期で交付対象者を明確に区別できる場合は可能です。また、肥料銘柄Bについては、支援対象とすることが可能です。
R5.9.27	問5－27(2)	新設	→ 基本的な取組のうち「堆肥等の利用拡大支援」、「耕畜連携の拡大支援」について、堆肥等の購入費は支援対象になりますか。 (答) 本事業では、通常の取組又は従前の取組のいずれかに比べて掛かり増しとなる経費を支援することとしています。堆肥等は化学肥料の代替として用いるものと考えられるため、掛かり増し経費が生じているとはみなせません。ただし、慣行の化学肥料に替えて低成分の化学肥料と堆肥を使用する際の堆肥分の代金など掛かり増し経費に該当する場合や、運搬費や散布費が含まれた堆肥の施用に要する経費の場合は、対象にすることができます。なお、運搬費等が含まれた堆肥の施用に要する経費の場合、運搬費や散布費に当たる経費の1/2以内の支援単価としてください。
R5.9.27	問6－5		→ 都道府県協議会と地域協議会との間では、通常の間接補助事業と同様に採択・割当・交付申請(決定)の手続きが必要でしょうか。 (答) 本事業は都道府県協議会への直接補助事業ですが、手続き自体は通常の間接補助事業と大きな違いはありません。このため、通常の間接補助事業と同様に採択・割当・交付申請(決定)の手続きが必要となります。
R5.9.27	問6－6(2)	新設	→ 第1期公募で交付された交付金の余りを第2期公募で採択された取組に流用することはできますか。 (答) 第1期と第2期どちらの公募においても、地位協議会の地域計画書(取組)を確認し、採択していることから、相互に流用することはできません。
R5.11.6	問4－6	新設	→ 第3期以降の公募では、第1期、第2期公募で採択された地域計画書と同じ取組の内容で応募できますか。 (答) これまでに採択された取組と全く同じ内容では応募できませんが、 ① 採択された取組個票と裨益する農業者が異なる場合 ② 採択された取組個票と対象資材の種類、肥料の銘柄等が異なる場合 ③ 採択された取組個票と同じ取組であるが、例えば「対象銘柄の肥料を複数年にわたって使用することを約する」など、新たに要件を付加する場合であれば、応募することが可能です。 ただし、上記の③のように同じ取組への支援の場合、各取組個票の支援額の合計額が、当該取組における掛かり増し経費の上限(例えば、低成分肥料の場合100円/20kg)を超えることはできないことに注意してください。
R5.11.6	問4－6(2)	新設	→ 第3期公募に応募しなかった場合、第4期公募または第5期公募の応募期間中に、総額で1,000万円または1,500万円を上限とした地域計画書を提出することはできますか。 (答) 第3期公募に応募しなかった場合は、第4期公募に1,000万円、または第5期公募に1,500万円を上限として地域計画書を提出することができます。
R5.11.6	問4－6(3)	新設	→ 第3期公募において、4、5回目の応募分を一括して1,500万円を上限として応募することは可能ですか。 (答) 第3期公募において1,000万円または1,500万円分の応募を行うことや、第4期公募において1,500万円分の応募を行うことはできません。

修正日	問番号	旧	新
R5.11.6	問4ー6(4)	新設	第3期公募から第5期公募を一括して応募する場合、1つの取組個票に1,500万円分を計上することは可能ですか。 (答) 地域計画書における1期当たりの上限額500万円という原則に変更はないため、第5期に一括申請しても、地域計画書に添付する1つの取組個票に1,500万円分の内容を盛り込むことはできません。 したがって、第5期で応募する地域計画書に500万円分の取組個票を3部添付することで1,500万円分の一括申請を行えることとなります。 例えば、低成分銘柄肥料の場合、 ① 取組個票(A)の対象農業者は「第2期分までに採択されなかった農業者」として500万円分を計上 ② 取組個票(B)の対象農業者は「第3期分までに採択されなかった農業者」として500万円分を計上 ③ 取組個票(C)の対象農業者は「第4期分までに採択されなかった農業者」として500万円分を計上 することで、1回の地域計画書の申請において、1,500万円分を一括計上することができます。
R5.11.13	問4ー6(4)	第3期公募から第5期公募を一括して応募する場合、1つの取組個票に1,500万円分を計上することは可能ですか。 (答) 地域計画書における1期当たりの上限額500万円という原則に変更はありませんが、第5期に一括申請する場合、複数の公募時期の取組を1つの取組個票に記載することができます。下記の記載例のように、項目内を公募時期が分かるように複数行に分けて記載してください。詳しくは、Webページに掲載している地域計画書の記載例をご覧ください。 【例】 交付対象者 (第1期)地域内の農業者 (第2期)地域内の農業者(第1期公募で交付できなかった者に限る) (第3期)地域内の農業者(第1期～第2期公募で交付できなかった者に限る) (第4期)地域内の農業者(第1期～第3期公募で交付できなかった者に限る) (第5期)地域内の農業者(第1期～第4期公募で交付できなかった者に限る)。	第3期公募から第5期公募を一括して応募する場合、1つの取組個票に1,500万円分を計上することは可能ですか。 (答) 地域計画書における1期当たりの上限額500万円という原則に変更はありませんが、第5期に一括申請する場合、複数の公募時期の取組を1つの取組個票に記載することができます。下記の記載例のように、項目内を公募時期が分かるように複数行に分けて記載してください。詳しくは、Webページに掲載している地域計画書の記載例をご覧ください。 【例】 交付対象者 (第1期)地域内の農業者 (第2期)地域内の農業者(第1期公募で交付できなかった者に限る) (第3期)地域内の農業者(第1期～第2期公募で交付できなかった者に限る) (第4期)地域内の農業者(第1期～第3期公募で交付できなかった者に限る) (第5期)地域内の農業者(第1期～第4期公募で交付できなかった者に限る)。